

《鹿嶋労働基準監督署からのお知らせ》

事業主・労働者の皆さまへ

「働き方」が変わりました！

平成31年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されています

◆ポイント1 施行：平成31年4月1日～

※中小企業は、令和2年4月1日～（一部猶予・除外 業種職種あり）

☑ 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

◆ポイント2 施行：平成31年4月1日～

☑ 年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆ポイント3 施行：令和2年4月1日～ ※中小企業は、令和3年4月1日～

☑ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

職場における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めるため、事業者の皆様には、厚生労働省が示している「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」をご参照の上、安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組んでいただけますようお願いいたします。

同チェックリストは「①感染予防のための体制作り②感染防止のための基本的対策③具体的な感染防止対策④配慮が必要な労働者への対応等⑤陽性者が判明した場合の対応⑥熱中症予防との関係」の項目から構成され、最新情報を元に随時更新しております。

具体的な対策は業種、業態、職種等職場の実態を踏まえながら進めていく必要があります。まずは全員がすぐにできる対策から確実に実施していただけますようお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

【お問合せ】 鹿嶋労働基準監督署 ☎83-8461